

## 発行者情報

### 【表紙】

### 【公表書類】

発行者情報

### 【公表日】

平成 30 年 12 月 21 日

### 【発行者の名称】

株式会社動力  
(DORYOKU Co.,Ltd.)

### 【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 鈴木 竜宏

### 【本店の所在の場所】

愛知県安城市三河安城東町 2-3-10

### 【電話番号】

(0566)91-3880(代表)

### 【事務連絡者氏名】

常務取締役管理本部長 藤本 進

### 【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

### 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

### 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

### 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

### 【電話番号】

(03)3666-2101

### 【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market  
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

### 【公表されるホームページのアドレス】

株式会社動力  
<https://www.doryoku.co.jp/>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp/>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第2 2【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期(中間)	第10期(中間)	第11期(中間)	第9期	第10期
会計期間	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成29年4月1日 至平成29年9月30日	自平成30年4月1日 至平成30年9月30日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日
売上高 (千円)	1,188,798	893,222	1,073,310	2,613,933	1,858,110
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△62,918	184	△19,901	△68,074	13,963
中間(当期)純損失(△)又は中間(当期)純利益 (千円)	△64,248	△549	△21,574	△51,640	11,240
資本金 (千円)	19,108	19,108	20,000	19,108	19,108
発行済株式総数 (株)	2,066,000	2,066,000	2,066,000	2,066,000	2,066,000
純資産額 (千円)	236,777	232,828	220,973	249,386	242,548
総資産額 (千円)	671,069	631,620	752,060	778,975	715,396
1株当たり純資産額 (円)	114.37	119.15	113.95	120.47	125.10
1株当たり当期純利益又は中間(当期)純損失金額(△) (円)	△31.10	△0.27	△11.15	△25.00	5.67
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
自己資本比率 (%)	35.2	36.8	29.3	32.0	33.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△149,253	△78,470	△67,511	△144,209	△111,823
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,127	13,448	14,276	30,313	2,138
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△11,220	△20,732	—	87,683	△22,802
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	195,177	236,557	136,587	322,311	189,823
従業員数(外、平均臨時雇用者数) (人)	63 (15)	57 (12)	53 (9)	58 (13)	53 (9)

(注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第9期及び第9期(中間)、第10期(中間)第11期(中間)の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失金額を計上しているため記載しておりません。また第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。

5. 第9期及び第10期の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。また、第9期中間会計期間、第10期中間会計期間、第11期中間会計期間の中間財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。  
また、主要な関係会社の異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

従業員数(人)	53(9)
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、当中間会計期間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 当社は環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、概ね売上高においては当初見込みの通りに推移していることから、重要な経営方針については変更はありません。また、受注全般の状況についても堅調を維持しており、今後も大きく変調する要因がないことから、販売、受注について従来の施策を維持継続致します。しかしながら、原価率については当初の想定より上昇傾向が続いており、今後一層の原価の見直しや労務費を含めた販売費及び一般管理費の削減等営業コストの見直しを図っていく予定であります。また、新規の方策としてリース方式による販路拡大を図り、併せて当初の経営方針をより一層、深化発展させることによって、通期での黒字を見込んでおります。

尚、当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載致します。

#### 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を平成 26 年 9 月 17 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、平成 26 年 11 月 6 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### (1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面
  - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
  - (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合  
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合  
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
  - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際

して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合((3) bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株東京証券取引所に通知しなければならない。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

##### ① 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間においては、販売及び受注について重点的に経営資源を投入し、C/guard を始めとする新規商材の販売、野立て施工工事等の新規受注の獲得を目指した結果、売上高は前年同期に比べて増加し、概ね当初計画の見込みに至ったものの、一方で太陽光関連の環境商材と付随する工事の販売価格、施工価格競争の激化さらに人手不足等による工事原価の高騰は、当初想定した原価に対して大きな影響を与え、営業利益、経常利益とも当初の予想を大きく下回る結果となりました。

これらの結果、当中間会計期間における売上高は1,073,310千円（前年同期比20.1%増）、営業損失は19,778千円（前年同期は営業損失1,292千円）、経常損失は19,901千円（前年同期は経常利益184千円）、中間純損失は、21,574千円（前年同期は中間純損失549千円）となりました。

資産は、前事業年度末に比べ36,664千円増加し、752,060千円となりました。負債は、前事業年度末に比べ58,239千円増加し、531,086千円となりました。一方、純資産は、前事業年度末に比べ21,574千円減少し、220,973千円となりました。

なお、当社の事業は環境商材販売、施工ならびに架台販売事業を主体とする環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## ②キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、136,587千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は 67,511 千円（前年同期は 78,470 千円の使用）となりました。これは主に、売上債権の増加 135,588 千円、仕入債務の増加額 62,542 千円によるものです。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は 14,276 千円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入 19,600 千円、定期預金の預入による支出 5,320 千円によるものです。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得、使用した資金はありませんでした。（前年同期は 20,732 千円の使用）

## ③生産、受注及び販売の実績

当社は、環境商材販売、施工ならびに架台販売事業を主体とする環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

### （1）生産実績

該当事項はありません。

### （2）受注状況

当中間会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高		受注残高	
	金額（千円）	前年同期比（%）	金額（千円）	前年同期比（%）
環境商材販売、施工事業（千円）	1,057,043	187.9	443,177	220.5
合計	1,057,043	187.9	443,177	220.5

（注） 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. 架台販売事業は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

### （3）販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当中間会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）	前年同期比（%）
環境商材販売 施工事業（千円）	984,284	123.7
架台販売事業（千円）	89,026	90.8
合計	1,073,310	120.1

（注） 1. 上記金額に消費税は含まれておりません。

2. 最近2中間会計期間における主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。尚、文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

### ①重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### ②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当中間会計期間における当社の営業成績は、新規商材の販売が順調に推移し、また一方で工事受注についても堅調を維持した結果、概ね当初見込みの売上高に到達いたしました。しかしながら、人件費及び仕入れ費用の上昇により原価率は83.0%となり(前年同期79.5%)、結果として中間期において純損失を計上することとなりました。また、下半期での改善を考慮しても通期での原価率は、前年には及ばない見込みであります。

この状況を踏まえ、一層の原価管理と受注内容の精査を行い、通期での利益確保について万全の施策を施すとともに、12期を見据えた上での経営を行う所存であります。

### ③財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は前事業年度末より50,062千円増加し643,944千円となりました。主な要因は、現金及び預金の減少59,995千円、売掛金及び完成工事未収入金の増加129,234千円によるものであり、主な内訳は、現金及び預金145,427千円、売掛金215,931千円、完成工事未収入金194,834千円であります。

#### (固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は前事業年度末より13,399千円減少し108,115千円となりました。主な要因はのれんの減少2,952千円、長期預金の減少7,520千円であり、主な内訳は、投資有価証券21,558千円、のれん14,760千円、差入保証金42,703千円であります。

#### (流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は前事業年度末より60,238千円増加し528,845千円となりました。主な要因は工事未払金の増加94,126千円、買掛金の減少31,584千円であり、主な内訳は、工事未払金275,500千円、買掛金62,880千円、短期借入金110,000千円、未払費用26,714千円であります。

#### (固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は前事業年度末より2,000千円減少し2,241千円となりました。要因は預り保証金の減少2,000千円であり、内訳は、預り保証金2,241千円であります。

#### (純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は前事業年度末より21,574千円減少し220,973千円となりました。中間純損失の計上による利益剰余金の減少21,574千円が主要な変動要因であります。

## 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### **第3【設備の状況】**

#### **1【主要な設備の状況】**

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### **2【設備の新設、除却等の計画】**

当中間会計期間における重要な設備の新設、除去等の計画はありません。

## 第4【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (平成30年9月30日)	公表日現在発行数(株) (平成30年12月21日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,934,000	2,066,000	2,066,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	8,000,000	5,934,000	2,066,000	2,066,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成27年3月30日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (平成30年9月30日)	公表日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,500(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	138(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年3月31日 至平成37年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 139.38 資本組入額 69.69	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合

(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において以下の(a)乃至(d)に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額にて、行使期間満了日までに行使しなければならないものとする。
  - (a) 行使価額に60%を乗じた価格を下回る価格(1円未満切り上げ)を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
  - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に60%を乗じた価格(1円未満切り上げ)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法ならびに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に60%(1円未満切り上げ)を乗じた価格を下回る価格となった場合。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### 第2回新株予約権(平成27年3月30日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成30年9月30日)	公表日の前月末現在 (平成30年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,434(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	143,400(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	138(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年3月31日 至 平成37年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 138 資本組入額 69	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる 1 円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年6月29日(注)	—	2,066,000	892	20,000	—	—

(注) 資本金の増加は、平成 30 年 6 月 29 日開催の定時株主総会決議に基づくその他利益剰余金の組入による増加分です。

## (6) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数(自己保有株式を除く)に対する所有株式数の割合(%)
鈴木 竜宏	愛知県幸田町	1,564,800	80.86
高島株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目2 御茶ノ水杏雲ビル13階	310,000	16.02
神原 崇之	愛知県安城市	30,000	1.55
矢隈 有子	愛知県半田市	30,000	1.55
東海共立鋼業株式会社	愛知県名古屋市中区天白町5丁目31	200	0.01
計		1,935,000	100.00

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 131,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,935,000	19,350	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株あります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,066,000	—	—
総株主の議決権	—	19,350	—

## ② 【自己株式等】

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社 動力	愛知県安城市 三河安城東町2-3-10	131,000	—	131,000	6.34
計	—	131,000	—	131,000	6.34

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成27年3月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第2回新株予約権（平成27年3月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2、当社従業員 21
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 従業員の退職により、発行者情報提出日の前月末現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員7名となっております。

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	平成30年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高、最低の株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

### 3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間会計期間に係る発行者情報の提出までの役員の異動はありません。

### 4【関連当事者取引】

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	当中間会計期間末残高
法人 主要株 主	高島 株式会 社	東京 都千代 田区神 田駿河 台2-2	3,801,270	卸売業	(被所有) 16.0	架台の販売、 材料の仕入	架台の 販売	69,465	売掛 金	20,479
							材料の 仕入	294,128	買掛 金	175,596
									工事未 払金	40,078
							保証金 の差入	28	差入 保証 金	24,905

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、中間会計期間末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件については、一般の取引先と同等の条件によっております。

## 第5【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

# 1 【中間財務諸表等】

## (1) 【中間財務諸表】

### ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 30 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (平成 30 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	205,423	145,427
受取手形	-	6,354
売掛金	122,012	215,931
完成工事未収入金	159,518	194,834
未成工事支出金	94,862	74,610
商品	-	2,858
原材料及び貯蔵品	2,882	2,173
前払費用	4,464	3,620
その他	6,104	391
貸倒引当金	△1,386	△2,259
流動資産合計	593,882	643,944
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	8,962	8,656
機械及び装置（純額）	741	697
車両運搬具（純額）	4,778	3,166
工具、器具及び備品（純額）	1,284	823
有形固定資産合計	※1 15,766	※1 13,344
無形固定資産		
のれん	17,712	14,760
ソフトウェア	3,050	2,500
無形固定資産合計	20,763	17,261
投資その他の資産		
投資有価証券	21,558	21,558
出資金	202	192
長期前払費用	10,524	11,715
長期預金	8,270	750
差入保証金	43,839	42,703
その他	589	589
投資その他の資産合計	84,984	77,509
固定資産合計	121,514	108,115
資産合計	715,396	752,060

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 30 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (平成 30 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	94,465	62,880
工事未払金	181,373	275,500
短期借入金	110,000	110,000
未払金	6,296	6,353
未払費用	27,788	26,714
未払法人税等	1,218	523
未払消費税等	※2 4,009	※2 10,733
未成工事受入金	16,535	8,953
預り金	14,920	14,655
賞与引当金	12,000	12,000
その他	-	529
流動負債合計	468,606	528,845
固定負債		
預り保証金	4,241	2,241
固定負債合計	4,241	2,241
負債合計	472,847	531,086
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,108	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	241,035	218,568
利益剰余金合計	241,035	218,568
自己株式	△18,078	△18,078
株主資本合計	242,065	220,490
新株予約権	483	483
純資産合計	242,548	220,973
負債純資産合計	715,396	752,060

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間		当中間会計期間	
	(自	平成29年4月1日	(自	平成30年4月1日
	至	平成29年9月30日)	至	平成30年9月30日)
売上高		893,222		1,073,310
売上原価		710,636		891,853
売上総利益		182,585		181,456
販売費及び一般管理費		※1 183,877		※1 201,235
営業損失(△)		△1,292		△19,778
営業外収益				
受取利息		28		4
その他		1,828		897
営業外収益合計		1,857		902
営業外費用				
支払利息		379		429
為替差損		—		595
営業外費用合計		379		1,024
経常利益又は経常損失(△)		184		△19,901
特別利益				
固定資産売却益		※2 1,488		—
保険解約益		87		—
特別利益合計		1,576		—
特別損失				
リース解約損		1,599		—
事務所移転費用		—		1,150
特別損失合計		1,599		1,150
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)		161		△21,051
法人税、住民税及び事業税		710		523
法人税等合計		710		523
中間純損失(△)		△549		△21,574

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					新株 予約権	純資産 合計
	資本金	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計		
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	19,108	229,795	229,795	—	248,903	483	249,386
当中間期変動額							
中間純損失（△）	—	△549	△549		△549		△549
自己株式の取得				△16,008	△16,008		△16,008
当中間期変動額合計	—	△549	△549	△16,008	△16,557	—	△16,557
当中間期末残高	19,108	229,245	229,245	△16,008	232,345	483	232,828

当中間会計期間（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					新株 予約権	純資産 合計
	資本金	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計		
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	19,108	241,035	241,035	△18,078	242,065	483	242,548
当中間期変動額							
中間純損失（△）	—	△21,574	△21,574		△21,574		△21,574
資本金組入額	892	△892	△892		—		—
当中間期変動額合計	892	△22,466	△22,466	—	△21,574	—	△21,574
当中間期末残高	20,000	218,568	218,568	△18,078	220,490	483	220,973

## ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	161	△21,051
減価償却費	2,406	2,971
のれん償却額	2,952	2,952
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	873
受取利息及び受取配当金	△204	△210
支払利息	379	429
固定資産売却益	△1,488	—
保険解約益	△87	—
事務所移転費用	—	1,150
売上債権の増減額(△は増加)	28,637	△135,588
たな卸資産の増減額(△は増加)	15,332	18,101
仕入債務の増減額(△は減少)	△127,172	62,542
未払金の増減額(△は減少)	3,559	57
未払消費税等の増減額(△は減少)	4,215	6,724
未払費用の増減額(△は減少)	△3,689	△1,074
未成工事受入金の増減額(△は減少)	△3,750	△7,581
預り金の増減額(△は減少)	1,179	△258
その他	433	3,883
小計	△77,141	△66,074
利息及び配当金の受取額	190	210
利息の支払額	△379	△429
法人税等の支払額	△1,140	△1,218
営業活動によるキャッシュ・フロー	△78,470	△67,511
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△16,070	△5,320
定期預金の払戻による収入	22,600	19,600
有形固定資産の売却による収入	4,381	—
保証金の回収による収入	50	1,283
保証金の差入による支出	—	△147
保険解約による収入	4,225	—
その他	△1,738	△1,140
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,448	14,276
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期未払金の返済による支出	△4,724	—
自己株式の取得による支出	△16,008	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,732	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△85,753	△53,235
現金及び現金同等物の期首残高	322,311	189,823
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 236,557	※ 136,587

## 【注記事項】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法）を採用しております。

原材料

先入先出法による原価法（収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～24年
機械及び装置	17年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	5～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。

#### (2) 貸倒引当金

当社は売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については、5年以内の合理的な期間で均等償却しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

工事完成基準によっております。

### 6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 7. その他中間財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	44,714千円	47,838千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債に「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
役員報酬	19,834千円	18,804千円
給与手当	70,538	81,412
法定福利費	12,363	14,346
賞与引当金繰入額	8,375	8,034
減価償却費(有形固定資産)	1,787	2,421
減価償却費(無形固定資産)	619	549
退職給付費用	1,000	1,100

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
車両運搬具	1,488千円	—
合計	1,488千円	—

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項並びに自己株式の種類及び株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,066,000	—	—	2,066,000
合計	2,066,000	—	—	2,066,000
自己株式				
普通株式	—	116,000	—	116,000
合計	—	116,000	—	116,000

(注) 自己株式数の増加116千株は、株主総会の決議に基づく普通株式の取得であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
第1回新株予約権	普通株式	350,000	—	—	350,000	483
第2回新株予約権	普通株式	143,400	—	—	143,400	—
合計	—	493,400	—	—	493,400	483

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項並びに自己株式の種類及び株式に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,066,000	—	—	2,066,000
合計	2,066,000	—	—	2,066,000
自己株式				
普通株式	131,000	—	—	131,000
合計	131,000	—	—	131,000

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
第1回新株予約権	普通株式	350,000	—	—	350,000	483
第2回新株予約権	普通株式	143,400	—	—	143,400	—
合計	—	493,400	—	—	493,400	483

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金勘定	247,357千円	145,427千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△10,800	△8,840
現金及び現金同等物	236,557	136,587

(金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については主に安全性または流動性の高い金融資産で運用し、また、資産調達については自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。デリバティブ取引は利用しておりません。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である買掛金、工事未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規定等に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の信用情報を定期的に把握する体制としております。

###### ②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

###### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、支払計画を適時に作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

前事業年度（平成 30 年 3 月 31 日）

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	205, 423	205, 423	—
(2) 売掛金	122, 012	122, 012	—
(3) 完成工事未収入金	159, 518	159, 518	—
(4) 投資有価証券	10, 000	10, 358	358
資産計	496, 953	497, 311	358
(1) 買掛金	94, 465	94, 465	—
(2) 工事未払金	181, 373	181, 373	—
(3) 短期借入金	110, 000	110, 000	—
(4) 未払金	6, 296	6, 296	—
(5) 未払費用	27, 788	27, 788	—
(6) 未払法人税等	1, 218	1, 218	—
(7) 未払消費税等	4, 009	4, 009	—
負債計	425, 149	425, 149	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 完成工事未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当中間会計期間（平成 30 年 9 月 30 日）

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	145, 427	145, 427	—
(2) 受取手形	6, 354	6, 354	—
(3) 売掛金	215, 931	215, 931	—
(4) 完成工事未収入金	194, 834	194, 834	—
(5) 投資有価証券	10, 000	10, 322	322
資産計	572, 546	572, 868	322
(1) 買掛金	62, 880	62, 880	—

(2) 工事未払金	275,500	275,500	—
(3) 短期借入金	110,000	110,000	—
(4) 未払金	6,353	6,353	—
(5) 未払費用	26,714	26,714	—
(6) 未払法人税等	523	523	—
(7) 未払消費税等	10,733	10,733	—
負債計	429,703	429,703	—

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 完成工事未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債権は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当中間会計期間 (平成30年 9月30日)
非上場株式 (※1)	11,558	11,558
差入保証金 (※2)	43,839	42,703

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(※2) 市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度 (平成 30 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表額 計上額を超えるもの	(1) 国債・ 地方債	—	—	—
	(2) 社債	10,000	10,358	358
	(3) その他	—	—	—
	小計	10,000	10,358	358
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・ 地方債	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		10,000	10,358	358

当中間会計期間（平成30年9月30日）

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照 表額を超えるもの	(1)国債・ 地方債	—	—	—
	(2)社債	10,000	10,322	322
	(3)その他	—	—	—
	小計	10,000	10,322	322
時価が中間貸借対照 表計上額を超えない もの	(1)国債・ 地方債	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		10,000	10,322	322

## 2. その他有価証券

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	11,558	11,558	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	11,558	11,558	—
合計		11,558	11,558	—

当中間会計期間（平成30年9月30日）

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—

貸借対照表額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	11,558	11,558	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	11,558	11,558	—
合計		11,558	11,558	—

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当社は、その主な事業として環境商材販売、施工ならびに架台販売事業を主体とする環境エネルギー事業を行っており、単一セグメントであるため記載を省略しております。

**【関連情報】**

前中間会計期間（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高について中間損益計算書の売上高の 10%を超える顧客が存在しないため、記載はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高について中間損益計算書の売上高の 10%を超える顧客が存在しないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	125円 10銭	113円 95銭

1株当たりの中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1株当たり中間純損失金額(△)	△0円27銭	△11円15銭
(算定上の基礎)		
中間純損失金額(△)(千円)	△549	△21,574
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失金額(△)(千円)	△549	△21,574
普通株式の期中平均株式数(株)	2,016,557	1,935,000

(注) 第10期(中間)第11期(中間)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。

【重要な後発事象】

当中間会計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月21日

株式会社動力

取締役会 御中

## 監査法人 コスモス

代表社員 公認会計士 新開 智之 ㊟  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 長坂 尚徳 ㊟

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社動力の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社動力の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。